

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年4月25日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2200170 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2400001 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 16 日に訂正し、平成 31 年 3 月から令和元年 6 月までの標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 31 年 3 月 16 日から令和元年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 31 年 3 月 16 日から令和元年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 3 月 16 日から令和元年 7 月 1 日まで

私は、平成 31 年 3 月 16 日から A 社に勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が遅れたため、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳、事業主の回答及び同社が加入している B 健康保険組合から提出された被保険者情報画面のハードコピーにより、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 31 年 3 月から令和元年 6 月までの期間について、請求者の資格取得年月日を平成 31 年 3 月 16 日とする厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 8 月 12 日に提出し、当該期間に係る厚生年金

保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成31年3月16日から令和元年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。